

在学中に奨学金を希望する皆さんへ

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2025年度在学者用

貸与奨学金案内 (大学院)

無利子貸与奨学金（定期採用・緊急採用）

- 第一種奨学金
- 授業料後払い制度（修士課程相当のみ）

有利子貸与奨学金（定期採用・応急採用）

- 第二種奨学金
- 入学時特別増額貸与奨学金



別途、大学院から受け取ってください

スカラネット
入力下書き用紙

奨学金確認書兼
地方税同意書



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2025年度（令和7年度）4月1日

目次

	ページ
本冊子で説明している内容をピックアップ	4
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	5
第1部 貸与奨学金制度の概要	
1. 貸与奨学金の種類と貸与額	6
2. 対象者	7
3. 貸与奨学金の申込資格	8
4. 募集時期と貸与期間	9
5. 貸与奨学金の選考基準	9
6. 貸与奨学金の交付	11
7. 利率	12
8. 元利均等返還	13
9. 特に優れた業績による返還免除	14
10. 返還方式	14
11. 個人信用情報の取扱いに関する同意	16
12. 保証制度	18
13. 再貸与	23
第2部 申込手順等	
1. 申込みの流れ	24
2. 必要書類と提出先の確認	27
3. 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ	28
4. 転職等により収入が減少した場合	29
5. 進学前離職の特例措置について	32
6. スカラネットによる申込み	34
7. マイナンバー提出等の手続き	38
第3部 緊急採用・応急採用	
1. 緊急採用・応急採用の概要	43
2. 緊急採用・応急採用の申込手順等	48
（様式）貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書	52
【参考】緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認	53
第4部 奨学金の貸与開始～返還	
1. 採用決定	54
2. 奨学生採用に係る書類の交付	54
3. 「返還誓約書」の提出	54
4. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	55
5. 貸与終了後の返還	56
資料 奨学金の返還を延滞した場合	60
参考1 機関保証制度の保証料（目安）	61
参考2 機関保証制度の「保証委託約款」	63

「スカラネット入力下書き用紙」及び「奨学金確認書兼地方税同意書」は別途、大学院から受け取ってください。

奨学金案内を読みながら、「スカラネット入力下書き用紙」、「奨学金確認書兼地方税同意書」に必要な事項を記入してください。

【本冊子の用語】

あなた 貸与奨学金に申し込む学生本人

機構 独立行政法人日本学生支援機構

公庫 株式会社日本政策金融公庫

奨学金確認書兼地方税同意書 奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人情報取扱いに関する同意書

スカラネット入力下書き用紙 スカラネット入力下書き用紙【大学院・法科大学院用】

スカラネット 奨学金を申込み時に利用する申込サイト

【申込情報の保護について】

申込み及びマイナンバーの提出は、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

本冊子で説明している内容をピックアップ

貸与奨学金の募集時期はいつですか？

原則、春及び秋に大学院を通じて奨学生の募集を行います。大学院に必ず確認し、募集時期を逃さないように注意してください。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

無利子「第一種奨学金」「授業料後払い制度」と、有利子「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。（詳細は6～7ページ）
「第二種奨学金」及び「入学時特別増額貸与奨学金」の利率については12ページを参照してください。

どのような人が借りられますか？

2025年度に国内の大学院（通学・通信問わない）に在籍しており、高度の研究能力を有し、経済的理由により修業に困難があると認められる人が対象です。（詳細は7～8ページ）貸与基準（学力・家計・人物）により選考を行います。（詳細は9～10ページ）

返還方式にはどのような種類がありますか？

「第一種奨学金」を申し込む場合は「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。（詳細は14～16ページ）

※授業料後払い制度は所得連動返還方式のみとなります。

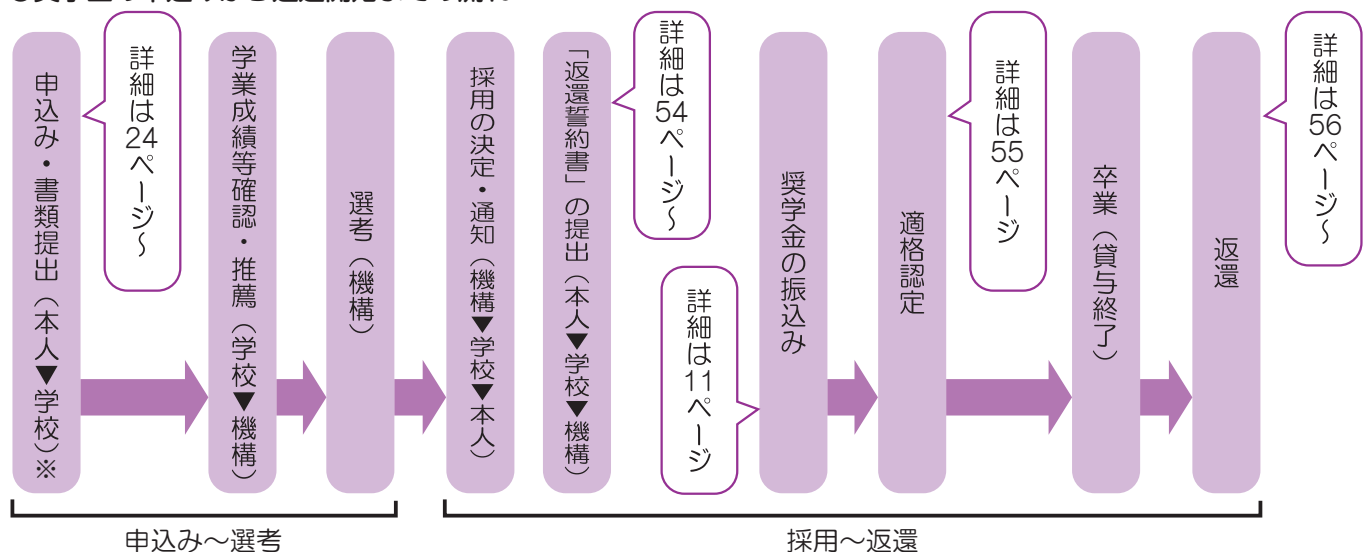
※第二種奨学金は定額返還方式のみとなります。

保証制度にはどのような種類がありますか？

「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。（詳細は18～22ページ）

※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した場合及び授業料後払い制度の場合は機関保証制度のみとなります。

●奨学金の申込みから返還開始までの流れ



※奨学金確認書兼地方税同意書はあなたが直接機構に郵送（簡易書留）、マイナンバーはあなたがインターネットにより機構に提出。

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

この冊子では、大学院へ進学後に大学院の窓口で申し込みを行う在学採用について説明しています。
貸与奨学金（借入金）には返還の必要があります。
この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申し込みを行ってください。

⚠️ 重要

貸与奨学金（借入金）について

- （1）貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- （2）貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

本当に必要な金額？借りすぎに注意！

- （3）奨学金の貸与を受けるのはあなたです。返還義務もあなたにあります。
- （4）貸与奨学生が大学院を修了してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- （5）返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（返還期日を先送り）する制度等があります。
- （6）貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

第1部

貸与奨学金制度の概要

1 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金には、次の4種類があります。

貸与奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金（※１）	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月一回振込
授業料後払い制度（※１）（※２）		授業料支援金	支援対象授業料（授業料相当額）を学校（場合により本人）へ振込 ※別途、保証料相当額も貸与額に含まれます。
		生活費奨学金 （毎月の奨学金）	原則として毎月一回振込
第二種奨学金	有利子（※４）	毎月の奨学金	原則として毎月一回振込
入学時特別増額貸与奨学金（※３）		一時金	採用が決定した月に一回だけ振込

第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。併用貸与の場合、貸与総額(返還総額)が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

(※1) 第一種奨学金と授業料後払い制度を併用することはできません。

(※2) 2024年4月以前の入学者は2025年度以降に授業料後払い制度に申し込むことはできません。

(※3) 入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

(※4) 第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については12ページ **7** を参照してください。

授業料後払い制度とは

- 授業料後払い制度は、授業料支援金と生活費奨学金を無利子で貸与する制度です。卒業等した後、貸与奨学金として所得に応じた金額の返還が必要です。
- 修士課程相当(7ページ[大学院の課程の区分]参照)でのみ利用できます。
- 授業料後払い制度を利用しても、別途授業料の納付が必要になる場合があります。授業料後払い制度を利用する場合の授業料の納付方法については、大学院に確認してください。
- 授業料後払い制度は、緊急採用の適用はありません。

(1) 第一種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	50,000円 88,000円	80,000円 122,000円

(2) 授業料後払い制度

奨学金の内訳	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	
授業料支援金	国公立： 最大 535,800 円、 私立： 最大 776,000 円 （1年間の額。この額を「支援対象授業料」といい、学校が金額を決定します。） に、保証料相当額を加えた額 ※申込者は支援対象授業料の額を選択することはできません。支援対象授業料の額は、学校が課している授業料の状況（納付済みの授業料や授業料減免等）によって変動することがあります。	
生活費奨学金	月額 0 円（利用しない）、2 万円、4 万円から選択	

授業料後払い制度は、授業料に充てるために授業料が生じる時期に応じて貸与される「授業料支援金」と、生活費に充てるために毎月貸与される「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

授業料後払い制度は、修士課程相当でのみ利用できます。そのため、一貫制博士課程の場合、前期課程でのみ利用できます。

(3) 第二種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分				
	修士課程相当			博士課程相当	
第二種奨学金	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円

法科大学院において貸与月額15万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

法科大学院の増額	
4万円増額（15万円＋4万円＝月額19万円）	
7万円増額（15万円＋7万円＝月額22万円）	

※増額分の利率については12ページ **7** (2)を参照してください。

[大学院の課程の区分]

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

(4) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。

申込みは入学時（編入学者は編入学時）に限ります。

2 対象者

2025年度に国内の大学院（通学・通信問わない。ただし、授業料後払い制度は修士課程相当に限る。）に在学している人が対象です。なお、海外大学院の日本校に在学している人は、海外用の奨学金案内を利用して申込手続きをしてください（本冊子で申し込むことはできません）。

3 貸与奨学金の申込資格

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認をしてください。

①留年中等の人

留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学金を受けたことがある人

ア. 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用となります。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

Ⅰ. 過去に受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

Ⅱ. 過去に受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ. 奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。

詳しくは23ページ **13** を参照してください。

③債務整理中の人

債務整理中の人は申込資格がありません。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は、貸与の継続はできません。

④外国籍の人

外国籍で、以下の在留資格等の方は申込みができます。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

国 籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3）	⇒ ・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの（いずれか1点）
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	定住者（※4）	
	⇒ 家族滞在（※5）	⇒ 上記の書類に加えて ・「出入国記録の写し」（原本）（※6）
	⇒ 上記以外（留学等）	⇒ 申込資格がありません（※7）

（※1）申込日時時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4）「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。

（※5）「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。

（※6）ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。

（※7）申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

4 募集時期と貸与期間

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の2種類があり、募集時期が異なります。

申込期限を大学院に確認し、必ず期限内に申込みを行ってください（申込期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

(1) 定期採用

原則、春（4月～一次採用）及び秋（9月～二次採用）に大学院を通じて奨学生の募集を行います。申込締切日は大学院に確認してください。貸与奨学金の種類ごとの貸与期間は下表の貸与始期から貸与終期までです。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）（※1）	貸与終期（いつまで）（※1）
第一種奨学金又は 授業料後払い制度（※2） 【無利子】	（春）2025年4月 （秋）2025年10月	原則として 修業年限（※3）の終期（※4）
第二種奨学金【有利子】	（春）2025年4月～9月の間で希望する月 （秋）2025年10月～2026年3月の間で希望する月	原則として 修業年限（※3）の終期
入学時特別増額貸与奨学金 【有利子】	入学月 ・4月入学者は春（一次採用）にて申込みが必要です。 ・入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、入学年月と同一にする必要があります（例：入学年月が2025年4月の場合、春（一次採用）にて申し込み、第二種奨学金の貸与始期も2025年4月）。貸与始期が入学年月とならない場合、入学時特別増額貸与奨学金に申込みできません。	

（※1）2025年度秋季入学者の貸与始期及び貸与終期については、大学院へご確認ください。

（※2）授業料後払い制度は、春入学者は春にのみ、秋入学者は秋にのみ申込み可能です。

（※3）修業年限とは、課程ごとに定めている標準的な教育期間のことです。

（※4）授業料後払い制度を利用する場合の貸与終期は、一貫制博士課程の場合、前期（修士課程相当）の終期となります。

〔参考〕長期履修学生の貸与期間について（詳細は大学院に確認してください。）

●第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。

●第二種奨学金：所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

(2) 緊急採用・応急採用

進学前又は在学中に被災や病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選考が行われる緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に、年間を通じて申し込むことができます。詳細は43ページ「第3部緊急採用・応急採用」を確認してください。

5 貸与奨学金の選考基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を大学院が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

区分	「第一種奨学金又は授業料後払い制度」・「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
修士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※併用貸与の学力基準については、第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は授業料後払い制度を申し込む場合も適用されます。

※課程の区分については7ページを参照してください。

(2) 家計基準

家計の審査は、原則としてマイナンバー等で取得した申込者本人及び配偶者の住民税情報を用いて行います。次の基準に該当する必要があります（該当しない場合は採用されません）。

①修士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金又は授業料後払い制度	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額(注2)の合計が66,400円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が155,300円以下であること
併用貸与 (第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金)	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が61,600円以下であること

②博士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額(注2)の合計が80,100円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が229,800円以下であること
併用貸与 (第一種奨学金・第二種奨学金)	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が66,400円以下であること

(注1) 2023年(1月～12月)の収入に基づく2024年度住民税情報(秋に申し込む場合は、2024年(1月～12月)の収入に基づく2025年度住民税情報)により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。なお、第一種奨学金及び授業料後払い制度については基準額を超えていても採用される場合があります。

(注2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します(100円未満は切り捨て)。

貸与額算定基準額★1＝(課税標準額)×6%－(市町村民税調整控除額)★2

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります(以下の例外を除きます)。

- ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に3/4を乗じた額となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

表中の数字はあくまで目安です。家計基準は2023年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

(単位：万円)

	本人が給与所得者の場合 (年間の給与収入金額)			本人が給与所得者以外の場合 (年間の所得金額)		
	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用
修士課程	299	536	284	197	364	188
博士課程	340	718	299	223	503	197

(注) 上記は、配偶者がいない場合の目安です。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金(一時金) 家計基準

奨学金申込時における貸与額算定基準額が0円であること。ただし、貸与額算定基準額が0円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたが利用できなかった人は、貸与額算定基準額が0円とみなします(28ページ 3 参照)。

以下の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込むことができなかった世帯の学生は対象外です。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること

2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと

3. 使途が教育資金であること

4. 保護者等による申込みであること

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記1～4の要件を全て満たしたが公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○(利用できます)
上記1～4の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	×(利用できません)
上記1～4の要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	×(利用できません)

6 貸与奨学金の交付

【第一種奨学金・第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金】

奨学金は奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。ただし、入学時特別増額貸与奨学金は第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）・第二種奨学金の採用が決定した月に一回だけ振り込みます。

- ・保証制度として機関保証制度（18ページ **12** 参照）を選択し、かつ初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- ・スカラネットで振込口座情報等の送信内容に誤りがあった場合等は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

【授業料後払い制度】

授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、大学院が指定する口座（学校指定口座）へ振り込まれます。支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれたときは、大学院はその金額を奨学生の授業料に充当します。ただし、大学院の状況により、学校指定口座に振り込むことができないときや、授業料に充当できない額が生じたときは、奨学生本人名義の口座に振り込まれることがあります（奨学生本人名義の口座にしか振り込めない学校もあります）。振込先がどちらになるかは、大学院にご確認ください。

「生活費奨学金」は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

- ・初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- ・スカラネットで振込口座情報等の送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。
- ・授業料後払い制度を利用する場合であっても、機構が授業料の納付義務を直接負っているわけではありません。また、支援対象授業料には上限額が設けられているため、授業料に対して不足が生じる場合もあります。授業料後払い制度を利用する場合（授業料後払い制度に申し込んだ結果、採用されなかった場合も含みます。）の授業料の納付の方法については、大学院の案内をご確認ください。
- ・支援対象授業料（授業料相当額の支援）が大学院に振り込まれた場合であっても、奨学生本人に振り込まれた場合と同様、返還が必要です。

授業料後払い制度の交付の仕組み



(1) 取扱い金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座

(2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込まれます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。ただし、初回振込み時は、貸与始期（9ページ **4** 参照、緊急採用・応急採用は46ページ **1** (3) 参照）からの月額がまとめて振り込まれます。

詳しくは、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページに掲載）で確認してください。

また、授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、大学院が指定する月（採用される月が学校が指定する月より遅いときは、採用される月）の11日に振り込まれます。

支援対象授業料は、授業料が生じた時期に奨学生が在籍していた場合、退学等で在籍しなくなっても、振込みがある場合があります（その場合も返還が必要です）。

7 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3.0%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です（59ページ **5** (8) 参照）。

利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。

利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

（注1）「貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借入れした資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

（注2）借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

(2) 増額貸与利率の算定方法

〔増額貸与利率を適用する対象者〕

- ①法科大学院に在学し、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた人
- ②入学時特別増額貸与奨学金を受けた人

〔利率の算定方法〕

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。

増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、大学院へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって大学院にお問い合わせのうえ、大学院を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu/2007ikou.html



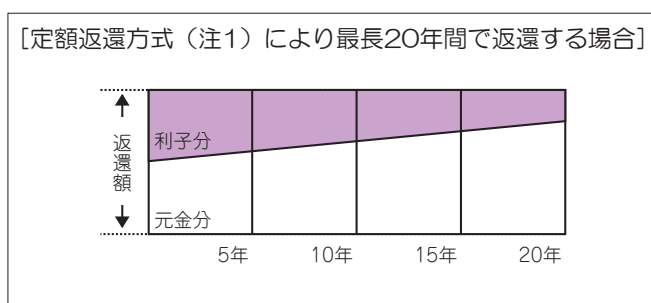
8 元利均等返還

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間（※）利息の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります。また、利率見直し方式の場合は5年ごとに毎回の返還額が見直されます）。

（※）貸与終了後や在学猶予（59ページ **5**（8）参照）期間終了後から返還開始までの期間

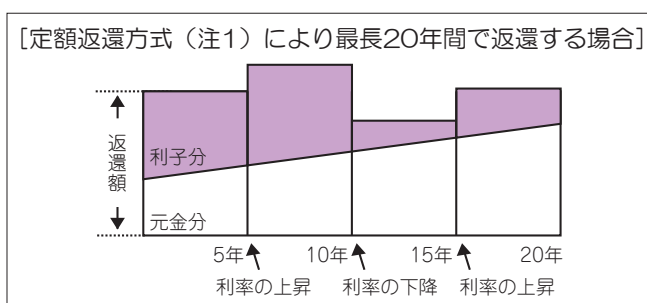
(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。



(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、残元金に対する利子の変動することにより、返還額が増減します。



（注1）「定額返還方式」の例は15ページ **10**（2）参照。

（注2）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注3）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注4）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（15ページ **10**（2）参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある1月と7月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

9 特に優れた業績による返還免除について

- (1) 大学院において第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。博士課程については、本機構の定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たしていることが必要です。免除申請を希望する人は、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与が終了する年度に、大学院に申請が必要となります。（※1）

また、教員となった者を対象に返還が全額免除になる制度が2025年度より始まりました。特に優れた業績を挙げたと認められ、かつ教職大学院を修了または教職課程認定を受けている大学院を一定の条件のもと修了のうえで教員採用選考試験に合格し、正規教員として採用になった場合、返還が全額免除となります。

- (2) 博士課程1年次に入學して第一種奨学金（※2）の貸与を受ける人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた人については、返還免除内定制度があります。返還免除の内定を希望する人は、進学後の博士課程1年次に、大学院に申請が必要となります。なお、内定者として認定されても貸与期間中に「廃止」又は「停止」の処置を受けたとき、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなったとき（※3）は、返還免除の内定を取り消します。

- (3) 2025年度大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定制度の申請をした人は、スカラネットによる返還免除内定制度の申込みが完了したときに表示された「受付番号」を忘れずに入力してください。

※1 2023年度以降に大学院博士課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けた人は、本機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外になります。

※2 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）は、返還免除内定制度の対象外です。

※3 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなったときは、内定取消の対象外です。

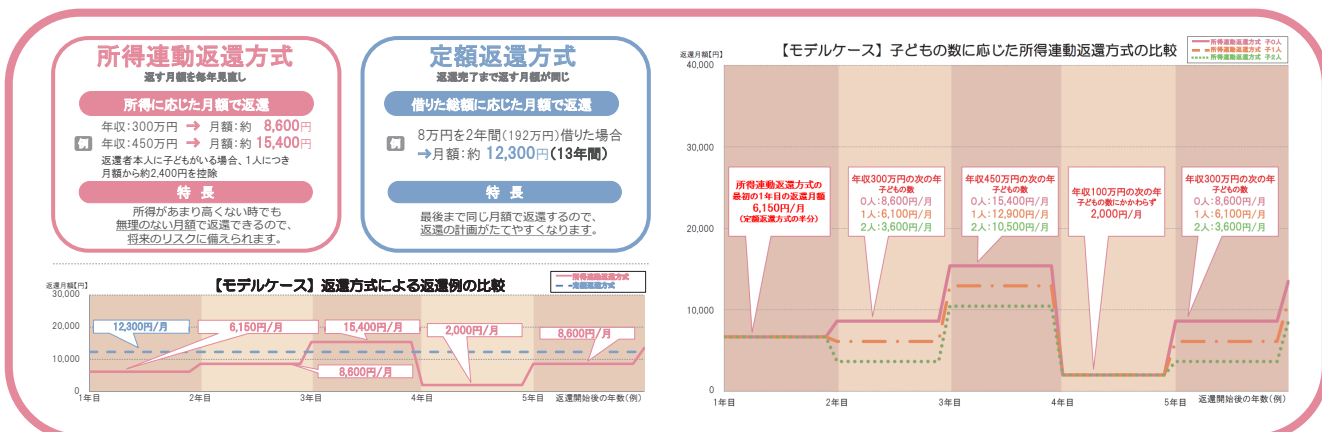
10 返還方式

(1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。

授業料後払い制度を申し込む人は、「所得連動返還方式」のみとなります。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については「定額返還方式」となります。



※所得連動返還方式の返還2年目以降の返還月額は前年の収入(所得)により変動します。また、返還者本人の子ども1人につき一定額が返還月額から控除されます。返還期間は一般的に返還月額が少ないほど長くなり、多いほど短くなります。返還総額はどちらの返還方式も同じです。

●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

	所得連動返還方式		定額返還方式
対象となる奨学金の種類	第一種奨学金	授業料後払い制度	第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金
保証制度	機関保証制度（保証料が必要）のみ		機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
保証制度	※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。 ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合又は授業料後払い制度の場合は、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※「併願」とは、第一種奨学金又は授業料後払い制度が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望することです。		
返還月額の算出	マイナンバーを利用して取得（返還2年目以降）した前年の所得情報等に基づき10月～翌年9月の返還月額を算出 $(「課税対象所得（課税総所得金額）」 \times 9\% \div 12)$ （1円未満の端数は切り捨て） ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※「授業料後払い制度」と「授業料後払い制度」以外の第一種奨学金の所得連動返還方式とでは、返還月額の算出方法が一部異なります。 ※子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。		貸与総額にに応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還
返還月額の算出	※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。 ※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額 × 貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば ×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば ×3）により返還をしていただくことになります。	※返還初年度の返還月額は、一律2,000円です。 ※年収が300万円程度になるまで最低返還月額（2,000円）での返還となります。 ※「授業料後払い制度」の奨学金のほかに、学部等で貸与を受けていた第一種奨学金で所得連動返還方式を選択していた場合の返還月額の例： ①返還1年目 2,000円〔授業料後払い制度の返還月額〕＋学部等で貸与を受けていた第一種奨学金の定額返還方式の返還月額の半額。 ただし申請により2,000円〔学部等の第一種奨学金の返還月額〕 ②返還2年目以降・年収が300万円以下で子がいな場合 2,000円〔授業料後払い制度の返還月額〕＋（課税対象所得（課税総所得金額）×9% ÷ 12）〔学部等の第一種奨学金の返還月額〕 ③返還2年目以降・年収が300万円超で子がいな場合 課税対象所得（課税総所得金額）×9% ÷ 12 × 2〔授業料後払い制度と学部等の第一種奨学金の返還月額の合計〕	
割賦方法	月額返還のみ		返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択（参考）15ページ 10 （2）
返還困難な場合	返還期限猶予制度が利用可能（減額返還制度は利用不可）（参考）59ページ 5 （8）		返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能（参考）59ページ 5 （8）

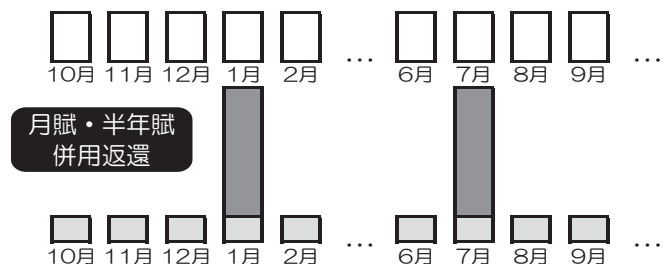
※何らかの事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出していない場合は、定額返還方式により算出した返還月額により返還します。

(2)「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

- ① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分を半年賦（1月と7月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

毎月の返還のイメージ



(3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式 → 所得連動返還方式	- 貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 - 人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行うことが必要です。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。 - あなたのマイナンバーが提出されていない場合は、変更手続きにあたり、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 - 月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式 → 定額返還方式	- 貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。 なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、大学院へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって大学院にお問い合わせのうえ、大学院を通じて変更の手続きをしてください。 - 保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」のみであるため対象外
※授業料後払い制度は「所得連動返還方式」のみであるため対象外

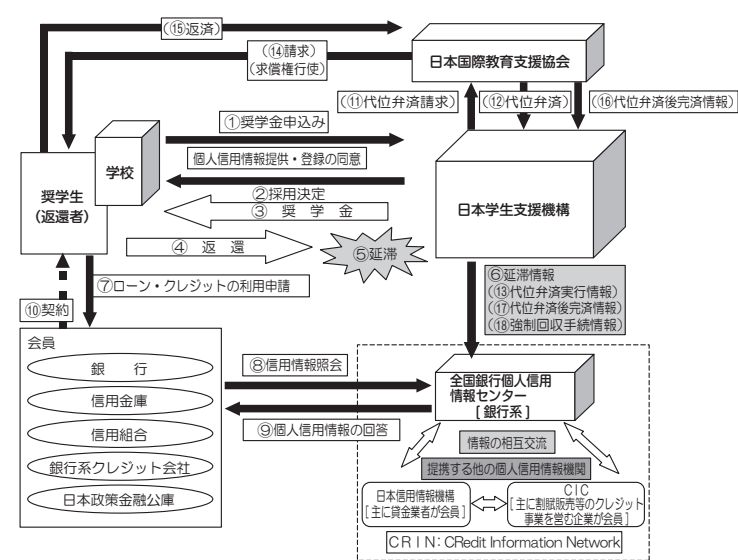
11 個人信用情報の取扱いに関する同意

奨学金申込時に、個人信用情報の取扱いについて同意する必要があります。同意条項は、申込時に提出する「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されています（次ページにも掲載していますのでご覧ください）。個人信用情報の取扱いに関する同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- 奨学金の返還が延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（※）への登録対象となります。
- 新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。
- 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞を解消したという情報が登録されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。
- 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは…会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込
①奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
②採用決定
③奨学金の振込み
2. 返還開始～延滞発生
④返還開始
⑤延滞発生
⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（延滞3か月以上になった場合）
3. 会員による個人信用情報の利用
⑦ローン・クレジットの利用申請
⑧会員（銀行等）からの信用情報照会
⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
⑩会員（銀行等）による契約の判断
4. 機関保証制度加入者の例（延滞が続き、代位弁済となった場合）
⑪代位弁済請求
⑫代位弁済
⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
⑮返還者から日本国際教育支援協会への返済
⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）
5. 人的保証制度加入者の例（延滞が続き、法的手続きが行われ、強制執行となった場合）
⑱個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人情報情報の取扱いに関する同意条項】

機構における個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株)日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

・(株)シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

12 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務(保証料を含む)を負うことに変わりはありません。

なお、授業料後払い制度での貸与を受けるには「機関保証制度」の選択が必要となります(「人的保証制度」を選択することはできません)。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「保証機関(協会)」という。)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要です。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です(20ページ 12 【人的保証制度】(1)参照)。 ※必要な書類(20ページ 12 【人的保証制度】(4)参照)を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証 → 機関保証	人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に大学院を通じて願い出ることができます。 【願い出の条件】 ・返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 ・連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理(破産・民事再生等)を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

【機関保証制度】

(1) 制度の概要

保証機関(協会)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です(原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います)。保証委託約款は63ページを参照してください。協会のホームページ(<https://www.jees.or.jp/>)も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式(14～15ページ **10** (1)参照)を「所得連動返還方式」とする場合、必ず機関保証制度を選択する必要があります。



このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。(授業料後払い制度において、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、大学院から機構へ返金されます。その分の授業料の納付については大学院の指示に従ってください。)(54ページ **3** 参照)

(2) 保証範囲と保証期間

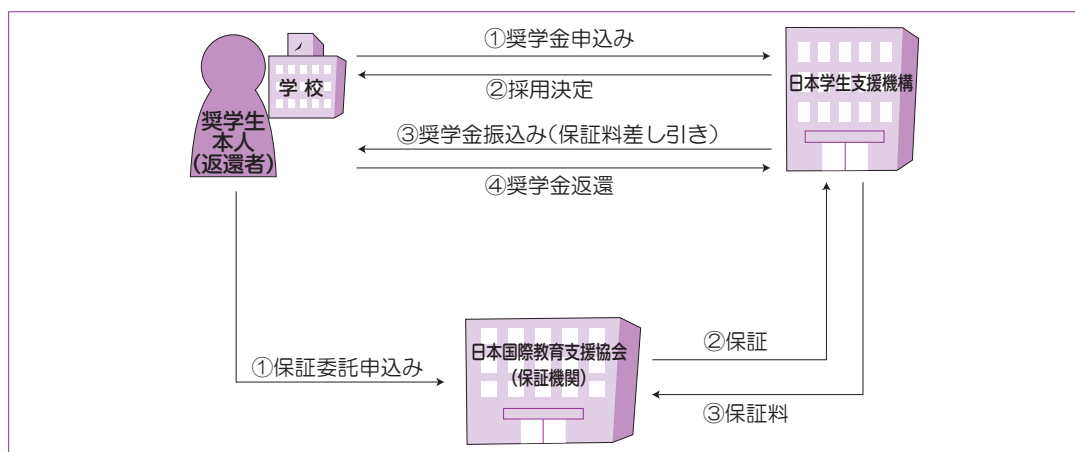
保証範囲は、元金、利子(第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金)及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関(協会)は、第一回の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座(授業料支援金は、大学院又はあなたの口座)に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。(保証料(目安)は、61～62ページ[参考1])奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

(4) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座（授業料支援金は、大学院又はあなたの口座）に振り込みます。
奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をあなたにさせていただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則としてあなたの奨学金振込口座（※）又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

※授業料支援金に係る保証料返戻の場合、大学院の口座は除きます。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は保証料分も含めて貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えをもたないようにしてください。

(7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）及び求償権の行使

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります（求償権の行使）。代位弁済が行われても、必ずあなたが保証機関（協会）に返済しなければなりません。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が増加されます。また、請求に応じない場合は、法的手続き（財産、給与の差し押さえ等）が行われます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

[人的保証制度]

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾をもらってください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をととのえた「返還誓約書」（54 ページ **3** 参照）を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保 証 人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の(4)の書類を提出してもらう必要があります。

(注)「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、その都度連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(4) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可） （誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類（コピー可）	○	×	（例）源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可） 及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	21～22ページの「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書、登記事項証明書等

○：全員提出が必要。 △：選任した人によっては提出が必要な場合がある。 ×：提出は不要。
※併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に必要な書類を添付する必要があります。必要書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※確定申告書（控）については21～22ページ（注2）参照

(5) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件 【原則、父母】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

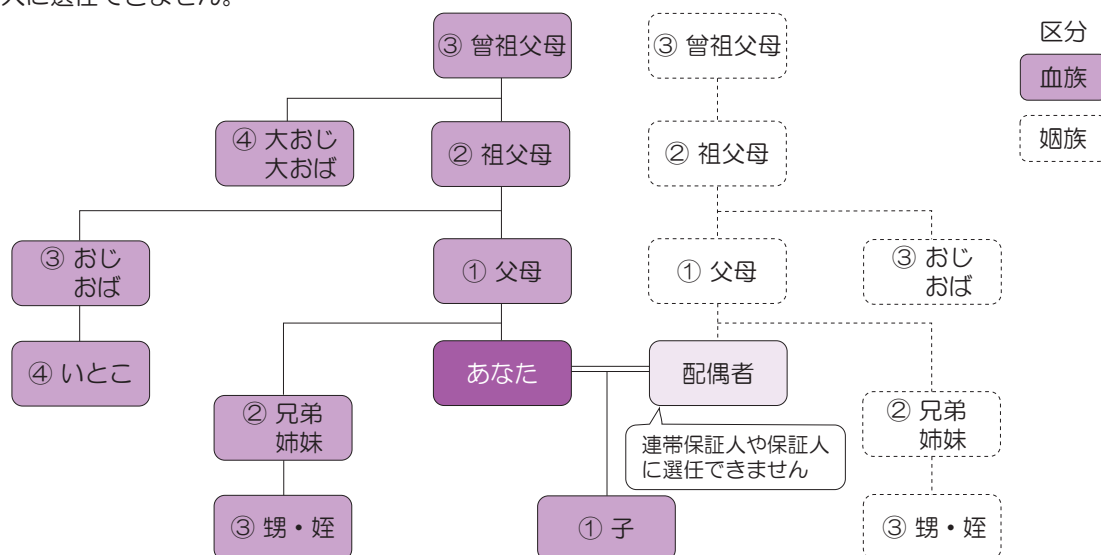
項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の人。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは21～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
イ	あなたの配偶者・婚約者でない人。	
ウ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	
エ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

②保証人の選任条件 【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母以外の人。	例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。 ・離婚した父母 ・本人が養子縁組している場合の実父母 ・配偶者の父母
イ	あなた及び連帯保証人と別生計の人。	
ウ	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	
エ	4親等以内の親族。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
オ	スカラネットに入力する誓約日時点（2025年4月以降）で65歳未満の人。	例外として、スカラネットに入力する誓約日時点（2025年4月以降）で「65歳以上」の人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
カ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	スカラネットに入力する誓約日時点（2025年4月以降）で成年（18歳）に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の人であれば選任できます。
キ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

20～本ページ(5)の表中の備考のとおり、例外として、以下に該当する人については、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人（22ページ参照）であれば選任できます。

- ・4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合 ※あなたが成年者の場合のみ
- ・離婚した父母を保証人に選任する場合
- ・あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
- ・配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ・4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- ・スカラネットに入力する誓約日時点（2025年4月以降）で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。証明書の詳細は「返還保証書」を確認してください。（「返還保証書」は採用された後、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

返還保証書 区分	条件	資産等に関する証明書類（すべてコピー可）
A	I	給与所得者：年間収入金額 $\geq$ 320万円
		給与所得者以外：年間所得金額 $\geq$ 220万円
B	II	預貯金残高 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
C	II	固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

（注3）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

（注4）固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要です。ただし、「固定資産評価証明書」に「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書きがある場合、誰が資産の所有者か確認するため、『登記事項全部証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。

※条件を満たすことが明確でない場合、代わり又は追加の証明書類が必要になることがあります。

上記のA～Cを組み合わせると貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	返還保証書 区分	条件
A+B	III	年間収入（注5）+（預貯金残高 $\div$ 16年（注6）） $\geq$ 320万円（注7）
A+C	III	年間収入（注5）+（固定資産の評価額 $\div$ 16年（注6）） $\geq$ 320万円（注7）
B+C	II	預貯金残高+固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
A+B+C	III	年間収入（注5）+（預貯金残高+固定資産の評価額） $\div$ 16年（注6） $\geq$ 320万円（注7）

（注5）年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得220万円以上）により判断してください。

（注6）16年は平均返還予定年数です。

（注7）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得額（年間所得 $\geq$ 220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
A1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（21ページ②保証人の選任条件）より、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません）。
Q2	離婚した父（母）を保証人に選任することはできますか。
Q3	申込者本人が養子縁組している場合の実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Q4	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
A2～4	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。申込者本人及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※スカラネット入力時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力することが必要です。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（21～本ページ②連帯保証人・保証人の選任条件の例外参照）。
Q5	2025年3月に18歳となる兄弟姉妹を保証人に選任することができますか。
A5	スカラネットに入力する誓約日時点（2025年4月以降）で成年（18歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人を保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※スカラネットで保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問に「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

13 再貸与

過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表「大学院の課程の区分」参照）で、新たに同じ種類の奨学金（第一種奨学金、授業料後払い制度又は第二種奨学金）を希望する場合、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合がありますが、所定の要件を満たす場合、現在在学している大学院の卒業予定期まで再び奨学金を受けることができます。これを再貸与といいます。以下の通り、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）と第二種奨学金で再貸与を受けられる回数が異なります。（以下の「★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合」を参照）

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の再貸与：全ての学校区分を通じて1回限り再貸与可能

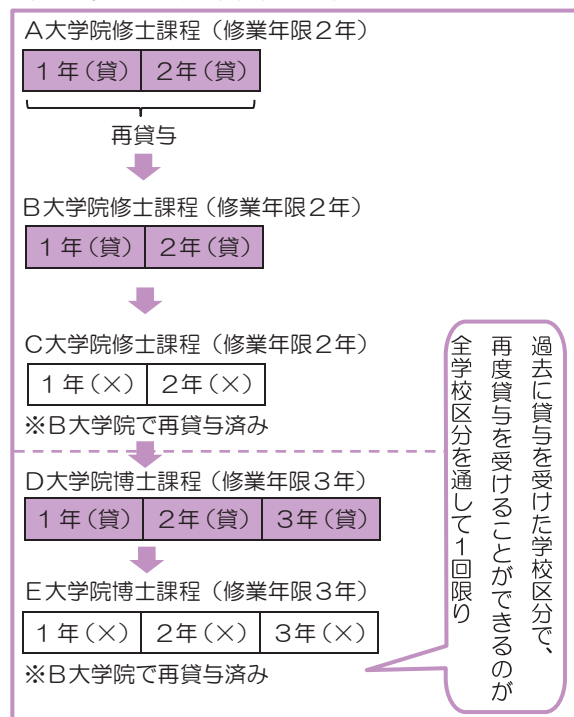
第二種奨学金の再貸与：各々の学校区分において1回限り再貸与可能

[大学院の課程の区分]

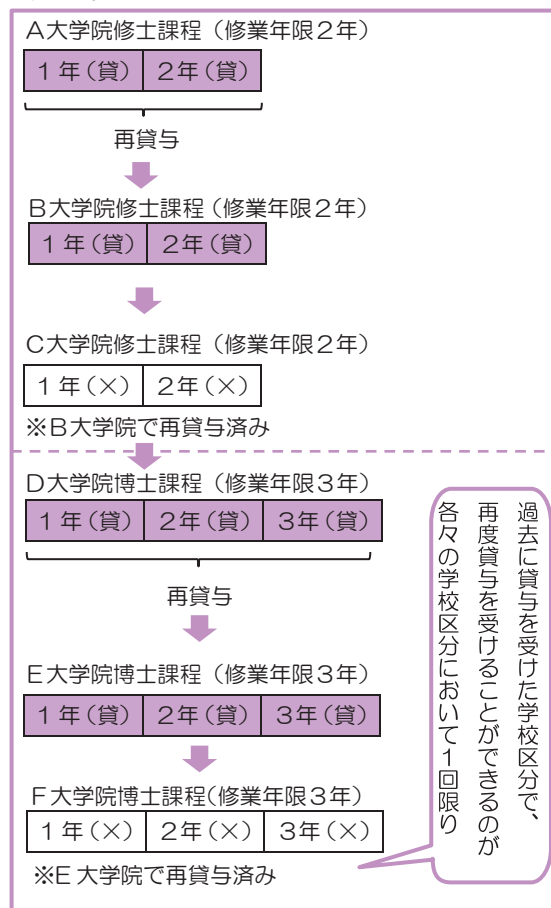
区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合

【第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）】



【第二種奨学金】



（貸）…貸与可能

（×）…貸与不可